

新型コロナウイルス感染症に関する
病気入院見舞金のお取り扱い変更（特例措置の終了）について

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、罹患された方々におかれましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、当連合会共済制度「さわやか共済」では、新型コロナウイルス感染症に陽性診断された方につきまして、宿泊療養・自宅療養した場合に入院とみなす特例措置（みなし入院）を適用し、入院見舞金をお支払いさせていただいておりました。（陽性診断が11月1日以降の場合は、重症化リスクの高い方のみが対象）

今般、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけを令和5年5月8日以降、季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ「5類感染症」へと変更することが決定されました。この感染症法上の位置づけの変更に伴い、当共済では、特例措置を令和5年5月7日で終了し、以下の通り宿泊療養・自宅療養を入院給付金の支払対象外に変更させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

ケース		陽性診断日		
		令和4年10月31日以前	令和4年11月1日～ 令和5年5月7日	令和5年5月8日以降
医療機関へ入院		○支払対象	○支払対象	○支払対象
宿泊療養 自宅療養	重症化リスクの高い方(※1)	○支払対象	○支払対象	➡ ×支払対象外
	上記以外の方	○支払対象	×支払対象外	×支払対象外

(※)65歳以上の方、入院を要する方、治療薬投与または酸素投与された方、妊婦の方

上記の表の中で、支払対象であり、入院給付金の申請をまだされていない場合は、ご申請いただけますので、今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

【お問い合わせ先】
福井商工会議所 総務・経理課
TEL: 0776-33-8250